

別紙 1

後期高齢者医療制度納付書等作成及び封入封かん業務 業務委託仕様書

1. 業務内容

受託者は、下関市が作成した納付書等を作成するために使用する電子データ（以下「納付書等データ」という。）を読み取り、業務に係る帳票及び封筒の作成、印字位置等の調整、テスト印字品の作成、納付書等の印字及び封入封かん・圧着加工を行う。

2. 業務責任者

受託者は、業務を主に行う事業所に業務責任者を置くこと。

業務責任者は、下関市の包括的指示を受けて、業務従事者に対する日々の業務指示及び指揮監督並びに下関市が貸与するUSBメモリに格納された納付書等データ（以下「貸与データ」という。）並びに帳票の管理を行う。

3. 業務実施計画書等の提出

受託者は、業務の実施において、次の書類を提出すること。

(1) 業務実施計画書

記載事項

- ・ 作業工程、作業日程、管理体制及び各実施場所
- ・ 誤封入等防止措置（帳票等の一部欠落、混入、封入漏れ等の誤封入を防止するための措置）
- ・ 各種工程に係る検品体制
- ・ 貸与データの管理場所及び管理方法
- ・ テスト印字品及び毀損品の管理及び廃棄方法
- ・ 成果品納品の搬送方法及び数量の確認方法

(2) 情報保護管理体制（管理体制に係る規則、個人情報保護方針等）

4. 関連資料

業務を行うに当たっての説明資料は、以下のとおり

別記	資料名	資料内容
1	作業仕様書	業務の詳細
2	作成帳票等一覧	作成する帳票、数量等及び同封するチラシの仕様
3	後期高齢者医療制度納付書等作成及び封入封かん業務スケジュール（概要）	業務全体のスケジュール
4	データ貸与及び納品期限日	データ貸与及び納品期限の日程
5	封入イメージ	出力した納付書等を封入する際のイメージ
6	封筒イメージ	作成する封筒のイメージ
7	納品時箱詰めイメージ	納品する際の箱詰め要領及びラベル記載イメージ

5. 貸与する納付書等データの概要

(1) データ形式等

貸与データのデータ形式は次のとおりとする。

ア テスト用データ及び本番用データ

PDFデータ

イ 発送一覧表

CSVデータ

(2) 納付書等データの受け渡し

納付書等データは下関市が貸与するセキュリティ機能を有するUSBメモリに格納した上、受託者に受け渡す。

貸与する場所については、以下のとおり。

下関市南部町1番1号

下関市保険年金課

(3) 公印の印刷

公印を印刷する帳票については、下関市が紙媒体又は電子データで貸与する印影を使用すること。

(4) 貸与データの搬送

受託者は、金属製の施錠できるケースを用意し、データの漏えいに注意し、安全かつ責任を持って作業を行う場所に搬送すること。

6. 実施場所

(1) 実施場所 下関市に届け出た受託者が所管する場所

(2) 実施場所の要件

① 厳重かつ安全な設備内にあり、実施場所内の保管物の保安及び施錠について受託者が管理権限を有しており、かつ、情報保護について必要かつ十分な措置（IDカードによる入退出管理、監視カメラによる監視体制等）が講じられている場所であること。

② 予期せぬトラブルに対応するため、下関市役所本庁舎まで3時間以内で納品できる場所であること。

7. 成果品の納入

(1) 受託者は、個人情報保護に配慮した納品方法で下関市に納品すること。

(2) 納品場所は、その都度下関市受託者協議の上、決めるものとする。

(3) 注意事項

ア 納品の際は、納品物ごとの件数が確認できる報告書を提出すること。

イ 納品に係る輸送経費やダンボール等の費用は、受託者の負担とする。

8. その他注意事項

(1) データ数の変動

履行数量が予定する数量の範囲を超える場合、下関市と受託者が委託料について協議の上、必要があると認めるときは、変更契約を行うものとする。

(2) 作業時の記録事項

下関市が、印字及び封入封かん作業時の記録事項等の提示を求めた場合は、提示に応じること。

(3) 不良品

はみ出し、印字ずれ、不ぞろい等の不良品は、不可とする。

(4) 再委託

情報セキュリティの維持のため、再委託は、原則禁止する。ただし、あらかじめ下関市の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(5) 疑義の発生

受託者は、業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに下関市との協議を行い、承認を得た上で実施すること。

(6) 委託契約における特記事項

業務について、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

個人情報の取扱については、別紙3「個人情報取扱特記事項」に基づいて行うものとする。

なお、業務については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」に基づいて行うものとする。